

スバルト「腐敗」援助による 人権侵害と環境破壊

—日本での提訴を決断した「トパンジヤン・
ダムの被害住民

スマトラ島のニトナンシン・タムは日本政府によつてODAのモデルケースとして宣伝されたものだつたが、その実態は住民・環境無視の慘憺たるものだつた(昨年二月号・五五四号参照)。今回、被害住民が日本での提訴を決断した。

発電目的さえも果たせ
ない欠陥ダム

コトバン・ジョン・タムは、スマトラ島中部のリアウ州バンキン近くにおいて、日本の円借款により建設された高さ五八メートル、長さ二五七・五メートルのコンクリート重力式ダムである。このダムの主要な建設目的は、発電——一四メガワットの電力生産——であつた。

このダムは、一九九六年三月に完成し、一九九七年一〇月から営業運転を開始した。しかし、一四メガワットの発電目標は達成されてきていない。ダム貯水池では、水位低下が著しく、

二〇〇〇年九月に筆者が現地を訪れた際に、現地技術者は、三つの発電機がフル稼働したのは、三日間（三八時間）にすぎず、一七メガワットの発電量にとどまつていると語っていた。この訪問の時期は乾季であつたために、翌年の雨季（一月と四月）に再び現地を訪れてみた。しかし、事態には大きな変化はなく、幾分水位が高まつてゐる程度であつた。

このような水位低下の状況は、本年に入つて一段と深刻化した。そのため、国営電力公社（PLN）は、雨季の真っ最中の二月二十四日～三月九日に、夜一時から四時間の停電を実施した。

P L N は、この水位低下が、エル・ニーニョ現象による異常気象のせいであると説明している。はたしてこの言い訳は、いつまで通用するのであろうか？

過少評価された住民への影響

コトバンジヤン・ダムは、マハツト川とカンパール・カナン川の合流地点から一〇キロメートル下流において、カンパール・カナン川が平野部に出る直前の山合いの狭窄部に建設された。そのため、ダムの規模に比してバックウォーターアー（逆流水）の度合いが大きくなり、貯水池面積は、一二四平方キロメ

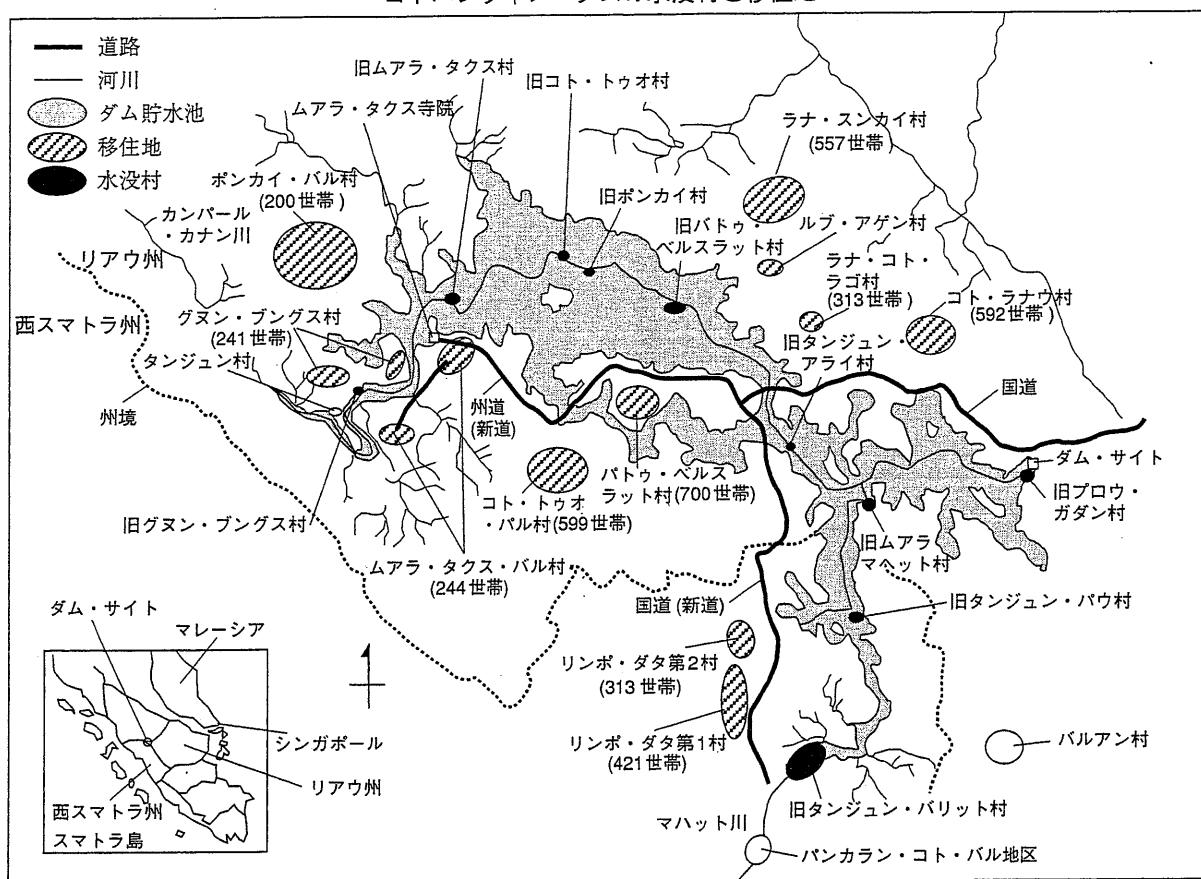
しかも、今回の我々の調査では、F／S報告書には挙げられていない三カ村以上の人々がダム建設の影響を受けていることが明らかとなつた。その一つは、タンジュン村である。この村では、ダム貯水池の造成により、四五戸が水没した。これらの水没世帯への補償金は別人のポケットに消え、代替地さえも用意されなかつた。また、三五〇世帯が、一時的に冠水被害を被つた。住民たちの話によれば、冠水の恐れの

6/2002 (No.570)

(72)

法字セミナー

コトパンジャン・ダムの水没村と移住地



あることについては、政府により事前に何も知らされていなかつたとのことである。そのため、これらの世帯は、将来的な冠水の恐れを避けるために高台に移転せざるを得なかつた。しかし、この移転費用については何らの政府支援もなかつたとのことである。

また、バルアン村（三五〇世帯、約一〇〇〇人）の場合には、ダム貯水池の造成により交通難の状態に置かれている。つまり、かつてはマハット川の車幅が四〇メートルで浅かつたために車で容易に横断でき、国道にアクセスできたのであるが、現在ではダム貯水池の幅員が四〇〇メートルにもなったために、一五キロメートルも迂回しなければ国道に出られない。そのため、すべてが物価高となり、また電気の恩恵も受けていない。

さらに、パンカラン・コト・バル地区の場合にも、ダム貯水池の造成の悪影響を受けている。特に雨季にダム貯水池の水位が高まる際には、一〇カ村が冠水被害を受けるというのである。

F/S報告書の作成、詳細設計（D/D）の作成、さらにプロジェクト監理の業務をも受注した。

こうして、東電設計は、プロジェクト監理業務の一環として、ダム建設と住民移転の進行状況の双方に照らして貯水開始の時期を決定する立場にあつた。この点で、東電設計の市川政氏によれば、「インドネシア政府、州政府が連携して移住地の新設、ゴム園、パームヤシ園や田畠等の新設整備を行い、一九九六年始めには全ての移住は終了した」とのことである（『電力土木』、一九九七年一月号、一二五頁）。こうした判断に立つて、東電設計は、一九九七年二月二八日から本格的な貯水を開始することにゴーサインを出したのである。

しかし、この措置は、大きな誤りであつた。というのは、この貯水開始の時点において、住民の相当数が、未だ立ち退き補償金を受け取つておらず、またダム貯水池周辺の移住地の農園においては、政府によって約束されたゴムの木は植えられていなかつたからである。それ故、移転とともに、住民が生活難に陥ることは目に見えていた。市川氏が「全ての移住は終了した」と述べているのは、単にインドネシア政府が強制移転を実施したというだけであつて、住民が生活再建のできるよ

コトパンジャン・ダムの建設構想は、一九七九年に東電設計のプロファイ（案探し）により打ち出された。その後、東電設計は、このダム建設に関して、

うな立場に置かれているかどうかとい

う点は無視されてしまつてゐるのである。それ故、住民が移転した途端に生活難に陥ることを承知の上でダム貯水池に水を張り出すという非人道的行為は、「緩やかな形でのジェノサイド(集団殺害)」(slow genocide)とも言い得る暴挙である。

また、この点では、日本政府、特に外務省と海外経済協力基金(OECD)の管理責任も問われてくる。これらの機関は、「援助」により「ジェノサイド行為」が行われることに対し、当然にチェック機能を果たすべきであつたからである。

伝統・文化無視の住民移転

立ち退き対象となつたのは、ミナンカバウ系社会の人々であつた。この社

会の人々は、イスラム教を奉じ、母系制社会を形成している。村落の中心には、モスクとルマ・ガダン(rumah gadang)——「大きな家」の意味——がある。ルマ・ガダンでは、村落共同体の人々の集会が開かれたり、結婚式とか葬儀とかの行事も催される。

ミナンカバウ系社会の土地所有の形態は、私有財産制度ではなく、集団土地所有制度である。この点で特徴的なのが、慣習的共有地(tanah ulayat)

の存在である。ウラヤット地は、先祖

伝来の入会地で、村落共同体全体の利用に供せられる。通常は森林として残され、ゴムの木が植えられる。その収益は、村落行事に充てられる。また、新規カップルが誕生する場合には、この土地の一部が割り当てられる。

しかしながら、F/S報告書では、こうしたミナンカバウ社会の特色には何ら配慮されなかつた。その結果、立ち退き住民は、ジャワ島からの集団移住者(transmigran)と同じように取り扱われる」ととなつた。

こうして、住民は、二ヘクタールのパーム油農園ないしはゴム園に強制移転させられた。移住地には、ルマ・ガダンもなければ、ウラヤット地もない。そのため、新世帯に割り当てられるべき土地の余裕もない。

また、政府によつて提供された住宅は、ミナンカバウ系社会の伝統的建築様式である高床式の家屋ではなく、土間形式の粗末な木造住宅(縦六メートル、横六メートル)である。住民に言わせれば、「これでは、まるでアタ小屋である」というのである。

しかも、驚くべきことに、ポンカイ・バル村、タンジュン・アライ村など、幾つかの移住地では、家屋の屋根は、アスベスト製である。健康障害への配慮さえもなされていないのである。

あるいは、住民意思を無視して政府によつて建設されたお座なりのモスクは、

住民によつて恥み嫌われてゐる。例えばポンカイ・バル村では、モスクの方に向が間違つてゐるとして、その隣に住民の浄財で新たなモスクが建設された。また、リンボ・ダタ第2村では、政府によつて建設されたモスクが住民を收容し切れないとして、その隣に住民の手によつて新たなモスクが建設された。

このような移住地の状況は、ミナンカバウ系社会の独自性の否定そのものである。立ち退き住民の社会的・文化的独立性を無視して、「援助」の名において、「エスノサイド」(人種絶滅)——これは、「エスニック」(人種的)と「ジエノサイド」(集団殺害)の合成語である——とも言ひ得る行為が行われてきているのである。

生活難に直面している 移住者

今日、ダム貯水池の周辺の移住地のゴム園には一〇〇%ほどしか苗木は植えられておらず、しかもそれらは幼木で樹液が得られるまでには成長していない。この事態が発生したのは、政府役人と請負企業の汚職のためである。つまり、ゴムの苗木を植える費用

ツトに消えてしまつたのである。

そのため、住民は、深刻な収入難に直面している。移住地では生活できなために、家族全体で、ないしは家族の一部が、ジャカルタ、さらにはシンガポール、マレーシアなどへと出稼ぎに出ているケースも多い。

移住地に留まつてゐる住民は、近隣のプランテーションに賃金労働者として働きに出るか、ないしは採石、薪・籐集めなどで、辛うじて食いつないでいる。また、養魚池とか貯水池漁業とかに活路を見い出そうとしている人々もいる。しかし、その収入はわずかで、子供を学校に通わせる余裕のない住民も多い。

ポンカイ・バル村のハビザ(女性)さんとの場合には、交通費を節約するために、夫とともに隣村のタンジュン村の農園まで約七キロメートルの道程を徒步で通つてゐることである。報酬は一日七五〇〇ルピアで、二人合わせても一万五〇〇〇ルピアにしかならない。これでは到底六人家族を養つていいことができず、一キログラム当たり三〇〇〇ルピアの米は高嶺の花で、毎日キャッサバしか食べていない。また、授業料を捻出できないために、中学生の娘は退学させざるを得なかつたとのことである。

ムアラ・タクス・バル村のロハナ(四

七歳)さんは、もう限界だと語った。

彼女の場合には、立ち退き補償として四〇〇〇万ルピアを受け取る資格があった。しかし、役人のピンハネのために、実際に手渡されたのは、八〇〇万ルピアにすぎなかった。このショックと心労で、彼女の夫は死亡してしまつた。残された四人の子供を育てるために、彼女は、近くの農園に働きに出ているが、食うのに精一杯で、授業料を出すことはできない。そのため、長男は中学二年で、長女は小学五年で、次男は小学四年で、それぞれ退学させざるを得なかつた。次女(一〇歳)は、彼女の手では育てられず、やむをえず孤児院に入れたとのことである。

孤児院に入れたことである。
移住地の医療・保健体制も劣悪で、無医村も幾つかある。例えば、ポンカイ・バル村には、医者も助産婦もいない。こうした無医村では、急病人が発生する場合には、無線連絡しか方法がない。そのため、しばしば手遅れとなるケースがあるとのことである。

円借款で作られた 役立たずの井戸

二〇〇〇年九月に現地を訪れた際に、筆者は、奇妙な光景を目撃した。リンボ・ダタ村には、総計で二五個の井戸

第一村では一二個、第二村では一

三個——が設けられているのであるが、いずれも赤茶けた水で飲用には適さない。しかも、これらの井戸には、「OECF援助資金」で作られた旨が表示されている。

井戸などの小額「援助」は、JICAによつて行われるのが普通である。どうしてこれに円借款が充てられたのかと疑問に思つた。そのため、帰国後、この点を国際協力銀行(JBIC)へ輸出入銀行が合体して設立された——

一九九九年一〇月にOECFと日本

Aによつて行われるのが普通である。

Cは、独自に調査したいので、少し待つて欲しいと答えた。

その後、JBICからは何らの返答もなかつた。そのため、二〇〇一年一月に現地訪問した後に、いつまで待てば回答が得られるのかと強く抗議した。

こうして、散々待たされた後に、ようやく同年四月になつて、JBICによる回答が得られた。それによれば、これら

の井戸の建設には、一九九七年度に「地方インフラ整備事業(II)」の名

目でインドネシア政府に対して供与された二九七億三八〇〇万円の円借款の一部が充當されたという説明があつた。

そこで、筆者は、そのような巨額融資資金のうち、いくらがリンボ・ダタ村の井戸建設のために充てられたのかと尋ねた。この質問に対しても、JB

JCは、後日回答したいといつのであ

つた。しかし、その後、JBICからは何らの連絡もない日々が続いた。

そのため、筆者は、本年三月の現地訪問の後に、四月五日にJBICに押しつけた。この会合において、JBICは、ようやくにして懸案の井戸への

円借款の金額を明らかにした。それにれば、問題の水道関連施設へは総額

四億三四四三万八三九五ルピア(五七八万一三九三円)——リンボ・ダタ第

一村へは一億四七三六万一八一八ルピア(一九六万四三二七円)、リンボ・ダ

タ第2村へは一億四六一六万四五四五ルピア(一九七万八八〇六円)、コト・ラナウ村へは一億四〇九一万二〇三二

ルピア(一八三万八二六〇円)——が供与されたというのである。

これらの水道施設は、そのほとんどが役に立つていない。このような事態が生じたのは、一方においてインドネシアの役人と企業が、この「援助」資金を食い物にしたためであり、他方においてOECFが、このような不正工事をチェックしなかつたためである。

インドネシア国民は、このような役立たずの井戸への融資資金までをも返済しなければならないのであろうか?

環境破壊的な貯水

コトパンジヤン・ダム貯水池の造成により、地球上で最も豊かな熱帯動植物の宝庫の一つが沈められてしまつた。しかも、その際には、樹木を取り除かれてそのまま貯水するという愚挙が犯された。そのために、貯水池では樹木の腐食に伴つて、富栄養化現象が加速されており、これが、水質悪化の一因となつてゐる。また、貯水池底では、沈められた植物の分解に伴つて、酸欠状態が生じており、これが、時々、貯水池に死魚が浮かぶ原因となつてゐる。さらに、このような植物相の残された浅水域は、ボウフラの恰好の生息環境となつてゐる。そのため、将来的にはマラリアの大量発生の懸念さえある。

東電設計の市川氏によれば、貯水にあたつては、四一頭のスマトラ象が捕獲され、保護地区へと移動させられた(前掲誌、一二二五頁)。しかし、実際に一頭もの象が残つていた。生息地を水没させられたこれらの象は、住民の田畠を荒らし回つてゐる。住民の話では、威嚇のために、やむをえず一頭を射殺したとのことである。

WWFのナジル・フォーアド氏によれば、リアウ州では保護地区に移された象の八〇%が死んでしまつてゐることである。その理由は、捕獲の際の麻醉銃の傷痕ないしは移動中の鎖による傷痕が化膿して、それが原因で感

染症に罹るためである。この比率で見ると、コトパンジャン・ダムのために捕獲された象は、七～八頭しか生き残っていないことになる。

象以外の動物については、「救出作戦」

でもさえも展開されなかつた。そのため、スマトラ虎、バク、熊、鹿、猿などの動物は、水死してしまつた。島状に残された土地に避難した動物も餌が得られないために餓死してしまつた。

このように、貯水にあたつては、生物学的多様性の保全にはほとんど考慮が払われなかつた。このような生態系（エコロジー）の破壊は、まさに「エコサイド」（生態系の絶滅）と言ひ得る行為である。

茶番劇のJBIC事後評価ミッショ

JBICは、井戸問題に関する筆者への返答を書き延ばしている間に現地調査をJタ・ビナ・セメスター社(PT. Bita Bina Semesta)に委託した。この会社は、ジャカルタに本社を持つコンサルタント会社である。この会社による調査報告書は、1990年5月に出来上がつた。しかし、その内容は、お粗末極まりないもので、単なるデスク・ワークの産物にすぎなかつた。

このインチキ調査報告書に基づいて、

JBICは、1990年1月14～17日に事後評価ミッショを現地に派遣した。この評価ミッショには、JBIC職員3名、BAPPENAS職員1名、PLN職員3名、ビタ・ビナ・セメスター社社員1名のほか、東京農工大学の中山幹康氏が含まれていた。コトパンジャン・プロジェクトを通じてもいない中山氏が、どうして評価ミッションに加わつたのであらうか？ また、この評価ミッショには、PLNのトウンジュン・ウイチャックソノ氏も加わつた。彼は、コトパンジャン・プロジェクトの技師長として、このプロジェクトの総指揮を執つた張本人である。こののようなメンバー構成では、公正で客観的な事業評価ができるわけがない。

JBIC評価ミッショは、1990年1月15日にリンボ・ダタ第2村を訪れた。この訪問には、ダルペニ村長のほか、「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」(BP R K D K P)のメンバーが応対した。

この会合において、JBICプロジェクト開発部開発事業評価室事後評価班課長の大金正知氏は、「ポンカイ・イスティコマ村とタンジョン・アライ村を訪問した結果に基づいて言えば、リアウ州側の補償問題は、すでに解決している」と聞いている」と発言したとの

「その情報は、正しくない。ポンカイ・バル村では、未だ一六三区画が補償されておらず、またコト・トウオ村では、依然として二一四区画が補償を受けていない」と述べた。これに続いて、闘争協議会議長のマスルル・サリム氏も、「ムアラ・タクス村の住民は、約六〇区画の補償問題について、バンキン地区裁判所に提訴している。それ故、リアウ州側の補償問題がすでに解決済みであるということなどあり得ない」と反論した。

補償問題が未だ解決していない原因の一つは、地方政府関係者の汚職のためである。例えばポンカイ・バル村の場合には、ムダル氏によれば、およそ100世帯が、一六三区画について補償金を得ていないのであるが、その原因の多くは、政府役人が財産目録を勝手に改竄して、虚偽の土地所有者に支払つたためであるとのことである。

なお、西スマトラ州側での補償要求裁判は、未だに決着していない。旧タングジョン・バリット村の一〇世帯は、

対象とされた四七区画のうち、三区画について補償の支払いが認められたにすぎなかつた。そのため、住民側は、これを不服として、最高裁判所に上訴している。

旧タンジョン・パウ村の場合には、住民六七世帯が、1990年五月二四日に、KBHの支援を得て、総額一億四五〇〇万ルピアの損害補償を求めて、タンジョン・パティ地方裁判所に提訴した(本誌1990年1月号、四七～四八頁参照)。地裁判決(1990年2月21日)では、六七要求案件のうち、一〇件について一三六二万五〇〇ルピアの補償支払いが認められたにすぎなかつた。二案件の土地は孤島状態にあり、八案件の土地は冠水状態にあるために、補償が支払われるべきであるというのであつた。しかし、その他孤島状態の土地については、小舟などの交通手段でアクセスできるといつては、この判決内容に納得しない住民側は、現在、本件を最高裁判所に上訴している。

「行動計画」作り

本年三月に、筆者は、「コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会」のメンバー六名と弁護士二名とともに現

地入りした。その際、立ち退き住民と現地NGO「タラタック協会」(Yayasan Taratak)かへば、JBICが、新たな「行動計画」(action plan)について、それへの資金提供を約束していると知らされた。現地住民の間では、この「行動計画」は、ゴム園の造成の失敗を取り繕い、また無用の井戸を消し去るためのJBICの焦りとして受け取られている。

このような住民の疑惑を増幅させたのが、1990年一二月七日付けの現地紙『ハルアン』の報道であった。それによれば、国家開発企画庁(BAPPENAS)は、西スマトラ州地域開発企画局(BAPPEDA)に対して、リンボ・ダタ移住地の再整備計画の策定を要求し、「この計画については、すでにJBICに対して約九五〇億ルピアの資金援助が提案されている。この提案は、原則的に同意されている。この援助資金のうち、今後、六〇〇億ルピアは、住民のゴム園の再建のために使われ、また三五〇億ルピアは、生活再建とMCK(水浴、洗濯、便所)のために使われるであろう」というのである。

そこで、筆者は、帰国後四月五日にJBICを訪れた際に、この報道の真偽について尋ねてみた。この質問に対しても、JBICは、誤報であると答

えた。しかし、それならば、現地でJBICの委託を受けたと称する日本工営(株)の社員とジャカルタに本部を持つ開発NGO「ビナ・スワダヤ」(Bina Swadaya)が、なぜに動き回っているのかと尋ねた。この質問に対しても、JBICからは納得のいくような説明は得られなかつた。

現地では、西スマトラ州政府は、すでに「行動計画」の策定作業を始めて

いる。本年初頭には、BAPPEDAからは、タラタック協会に対して、この目的のために開かれる会合への参加を求める招聘状が送られてきた。この会合での議題は、「すでに合意された覚書のうちにあるコトパンジャン水力発電事業の行動計画の検討」と記されていた。

この会合への参加要請に対して、タラタック協会は、拒否回答を送付した。それには、次のように書かれていた。「このお尋ねしたいのは、どの会合において、また誰が合意したのかということです。私達の知る限り、私達が、BAPPEDAと会つたり、ないしはありません。そのため、私達は、BAPPEDAによって開催される会合への出席を拒否します。なぜなら、BAPPEDAによって行われようとしているコトパンジャン問題への対処の仕方

に、私達がかかる」と、ないしは巻き込まれることを望まないからです。」闘争協議会もまた、このような「行動計画」作りに非協力の姿勢を打ち出している。同協議会議長のサリム氏によれば、補償問題の解決が先決であり、これがなされなければ、ダム撤去を要求するというのである。

我々訪問団との間で三月二二日を開かれた会合において、サリム氏は、次のような闘争協議会の基本姿勢を、すでにJBICに対して伝えてあると述べた。つまり、これまで何度も何度も調査が行われてきたにもかかわらず、事態は何ら変わっておらず、それがJBICの調査には協力する意向はないなどといふのである。

この会合において、KBHのアドル・ユシルマン弁護士はまた、コトパンジャン・ダムの建設により、社会的、経済的、文化的ないずれの観点からしても、地元住民の基本的権利が侵害されているのであって、これは、「人道に対する罪」にあたると述べた。それ故、日本での提訴においては、この観点から、東電設計、JICA、JBIC、外務省などの機関と関係者の責任追及を行いたいと述べた。

この問題が日本の裁判所に提訴されると、ODA訴訟の第一号案件となる。この裁判においては、被害住民からは原状回復、つまりダム撤去の要求が持ち出されるであろう。この要求に対して、日本政府は、ただ「援助」資金を出しただけであるという言い逃れはできないであろう。なぜなら、このような非人道的で環境破壊的な「援助」案件をでっち上げたのは、東電設計とJICAであるからである。また、一九九一年九月には二人の住民代表が来日し、外務省など日本政府に対して融資中止を要請している。その際に、これに応じてさえいれば、今日の悲劇的な事態は避け得たのである。そのうえ、一九九七年二月二八日の貯水に際しては、東電設計、さらにOECFと外務省は、その延期をインドネシア政府に対して要求できたはずである。

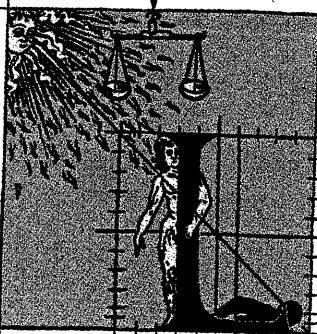
このように、日本政府と関係者は、ジェノサイド、エスノサイド、エコサイドといった国際犯罪に作為的にも不作為的にも加担していた。それ故、裁判では、このような共同不法行為について、誰が、どのような形で責任を負うべきなのかが問われることになる。(すみ・かずお)

法学セミナー

2002年6月1日発行 毎月1回1日発行 通巻570号 1956(昭和31年)4月12日 第3種郵便物認可 Vol.47.6
日本評論社 ISSN 0439-3295

6

2002



ロードマップ

自衛隊とクーデター問題②
再考・ジャーナリズム論
スハルト「腐敗」援助による人権侵害と環境破壊

憲法の基本原理で考える●代表制と直接制
鳥瞰・契約法●不履行の場合の法律関係
財産法の学び方・渡辺道場●判例はまなびの宝庫と心得よ
First Lessons 5 担保物権法●非典型担保
論争・刑事訴訟法●裁判の効力・

高田昭正・白取祐司・田口守一
椿寿夫

西澤 優
只野雅人
沖野真巳
渡辺達徳
鷲見一夫

特集2

特集1

ファーストキット憲法入門 ロードマップの○と×2002

法律家の「聞く」技術に学べ! ロイヤリング入門

●塚原英治 ●斎藤知子 ●矢野和雄 ●柴垣明彦 ●森川文人

●阪口正二郎 ●愛敬浩二 ●中島徹